

00565

毎週火、金曜日発行(但休日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

第一百六十六号)第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に対して注射、検査及びだに駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 一 実施の目的 豚丹毒、ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

告 示

- ◇ 告示 家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射等の実施
- ◇ 公安告示 草地改良事業計画
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

鳥取県告示第二百九十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚丹毒予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律

豚丹毒予防注射……豚丹毒乾燥予防液皮下注射

鳥取県告示第一百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとお
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

鳥取県告示第二百九十五号

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号）第八条第一項の規定に基づき、大山地域の草地改良事業を行なうので、同法同条第二項の規定により、当該地域に係る草地改良事業計画を次のとおり告示する。

昭和三十九年五月十二日

